

○会計検査院規則第八号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月一日

会計検査院長 森田 祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二項を削り、同条第三項中「各事業年度」を「同条第一項各号に掲げる事業年度」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十一条第一項中「準用通則法」を「国立大学法人法第三十五条において読み替えて準用する通則法（以下「準用通則法」という。）」に改める。

別表第一独立行政法人福祉医療機構の項を次のように改める。

療 機 構	独立行政法人福祉医	独立行政法人福祉医療	同法第十六条第二項（	共通政令第二十二條第
		機構法（平成十四年法	同法附則第五条の二第	一項本文（独立行政法
		律第六十六号）第二	十七項の規定により読	人福祉医療機構法施行

十二條

み替えて適用する場合を含む。又は第三項

令（平成十五年政令第三百九十三号）附則第五條の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

同法附則第五條の二第八項又は第九項

独立行政法人福祉医療機構法施行令附則第五條の二第一項又は第二項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>（独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等）</p> <p>第七十条 別表第一の第一欄に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の会計については、証明責任者は、法人の長とし、証明期間は、一月とする。</p> <p>2 計算書は、合計残高試算表（合計試算表、残高試算表その他これらに類するものを含む。以下同じ。）とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（合計残高試算表の添付書類）</p> <p>第七十一条 （略）</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の書類のほか、別表第一の第三欄に掲げる規定による納付金を国庫に納付したときは、同表の第四欄に掲げる規定に規定する書類をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。</p> <p>（中期計画等）</p> <p>第八十条 （略）</p> <p>（削る）</p> <p><u>2 国立大学法人法第三十一条の二第二項に規定する報告書を作成したときは、同条第一項各号に掲げる事業年度終了後三月以内に会計検査院に到達するように提出しなければならない。</u></p> <p>（財務諸表及びその添付書類）</p> <p>第八十一条 <u>国立大学法人法第三十五条において読み替えて準用する通則法（以下「準用通則法」という。）第三十八条第一項に規定する財務諸表を作成し、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（独立行政法人の証明責任者、証明期間及び計算書等）</p> <p>第七十条 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>（合計残高試算表の添付書類）</p> <p>第七十一条 （同左）</p> <p>一～三 （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>（中期計画等）</p> <p>第八十条 （同左）</p> <p><u>2 国立大学法人法第三十五条において読み替えて準用する通則法（以下「準用通則法」という。）第三十一条第一項に規定する年度計画を定め、文部科学大臣に届け出たときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。年度計画に変更があったときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 国立大学法人法第三十一条の二第二項に規定する報告書を作成したときは、各事業年度終了後三月以内に会計検査院に到達するように提出しなければならない。</u></p> <p>（財務諸表及びその添付書類）</p> <p>第八十一条 <u>準用通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表を作成し、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。</u></p> <p>2 （同左）</p>

別表第一（第七十条、第七十一条関係）

一	二	三	四
(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第二十二條	同法第十六條第二項（ <u>同法附則第五條の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u> ）又は第三項	共通政令第二十二條第一項本文（ <u>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）附則第五條の二第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u> ）
		<u>同法附則第五條の二第八項又は第九項</u>	独立行政法人福祉医療機構法施行令附則第五條の二第一項又は第二項
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第一（第七十条、第七十一条関係）

一	二	三	四
(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第二十二條	同法第十六條第二項又は第三項	共通政令第二十二條第一項本文
		<u>同法附則第五條の二第六項又は第七項</u>	独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号） <u>附則第五條の二第二項又は第三項</u>
(略)	(略)	(略)	(略)